

介護保険料減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症への対策として新たな減免制度ができました。また、災害、失業・倒産等、その他の事情を理由として保険料のお支払いが困難なときも、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

1. 新型コロナウイルス感染症による収入減少等でお困りの方（新たな減免制度）

次の（１）または（２）のいずれかに該当する方について、《対象保険料》の一部または全部を減免します。

（１）新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第１号被保険者

→全部を免除

（２）第１号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により10分の3以上の減少が見込まれ、その減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合

→一部または全部を免除 ※詳細は2ページ目（別紙）をごらんください

※前年、今年ともに年金収入のみで収入減少が見込まれない方は（２）の対象外です。

《対象保険料》

①令和4年度分の保険料のうち、令和4年4月1日～令和5年3月31日に納期限が設定されている保険料

②令和3年度相当分の保険料で、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月1日以降に納期限が設定されている保険料

※すでにお支払いいただいた保険料が減免となった場合は、お返しいたします。

2. そのほかの減免（既存の減免制度）

災害、失業・倒産等による所得の著しい減少、その他の事情で保険料を納めることにお困りの際は、保険料の減免を受けられる場合があります。

申請や相談をご希望の方は

申請書等の郵送や相談をご希望の場合や、ご不明な点がある場合は、下記の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

☎ 由利本荘市 長寿生きがい課 電話0184-24-6323

☎ 本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 電話0184-24-3347

別紙

◆減免額の算定◆

【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times d)$

【減免額の計算式】

$$\begin{array}{l} \text{対象保険料額} \times \text{減免または免除の割合} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad d \end{array}$$

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額または免除の割合 (d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。